



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

782	指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）..... 1
783	道路の区域変更	（道路保全課）..... 1
784	道路の供用開始	（ 〃 ）..... 2
785	道路の区域変更	（ 〃 ）..... 2
786	〃	（ 〃 ）..... 2
787	道路の供用開始	（ 〃 ）..... 3
788	〃	（ 〃 ）..... 3
789	道路の区域変更	（ 〃 ）..... 3
790	一般競争入札による落札者の決定	（総務事務集中課）..... 4

告 示

和歌山県告示第782号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 139	生きがい支援	橋本市御幸辻14 4-1	共生型居宅介 護	特定なし	株式会社S. T. L. F studio	橋本市紀見ヶ丘 三丁目17番10号	令和 7. 10. 1

和歌山県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町下佐々字上庄原 1059番1地先から同町下佐々字 上庄原1064番1地先まで	旧	14. 30 〃 27. 78	102. 37	

同上	新	17.25 } 39.52	102.37	
----	---	------------------	--------	--

和歌山県告示第784号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字日影747番1地先から同市上谷字杉ノ本149番2地先まで

供用開始の期日 令和7年10月3日

和歌山県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字子ン ジフ2541番1地先から同町大字 山野字長畑2543番1地先まで	旧	8.92 } 16.16	60.50	
同上	旧	19.99 } 59.61	98.40	
同上	新	19.99 } 59.61	98.40	

和歌山県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町小南字上通り20番3地先から同市下津町小南字下通り127番1地先まで	旧	7.20 } 8.80	125.48	
同上	新	10.38 } 11.15	125.48	

和歌山県告示第787号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町小南字上通り37番4地先から同市下津町小南字下通り127番1地先まで

供用開始の期日 令和7年10月3日

和歌山県告示第788号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字吉原字大松原958番269地内

供用開始の期日 令和7年10月3日

和歌山県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡みなべ町清川字本ノ谷 2654番29地先から同町清川字芝 2686番1地先まで	旧	3.90 } 10.70	340.00	芝橋 L=16.00
日高郡みなべ町清川字本ノ谷 2649番5地先から同町清川字堂 ノ平2721番1地先まで	旧	9.20 } 21.80	214.60	芝1号橋 L=12.00 芝2号橋 L=11.50 芝3号橋 L=20.90
同上	新	9.20 } 21.80	214.60	芝1号橋 L=12.00 芝2号橋 L=11.50 芝3号橋 L=20.90

和歌山県告示第790号

令和7年度水循環型シャワー設備について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
水循環型シャワー設備 8台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和7年8月27日
- 落札者の氏名及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 落札金額
47,986,400円（うち消費税及び地方消費税の額4,362,400円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年7月15日